

2020三保ミッドウィンター 帆走指示書(SI)

2020年1月18・19日

清水 三保

1 競技規則

1.1 セーリング競技規則 2017-2020 に定義された規則(帆走指示書で変更したものを除く)及び日本セーリング連盟規則、各クラス規則、帆走指示書並びに本レース公示を適用スループ。

1.2 RRS 付則 P を適用する。

2 競技者への通告

2.1 通告は陸上本部の横に設置された公式掲示板に掲示される。

3 帆走指示書の変更

3.1 帆走指示書の変更は、当日の各クラスの予告信号30分前までに掲示する。

4 陸上で発せられる信号

4.1 陸上で発せられる信号は、陸上本部横の信号柱に表示される。

4.2 AP旗が音響信号1声とともに掲揚された場合、「出艇を禁止することを意味する」、艇はこの信号が発せられるまで海上に出てはならない。予告信号は、AP旗降下後10分以降に発せられる。

5 日程

5.1 レースの日程は次の通りとする。

1月18日(土)	09:00~	エントリー受付
	10:00	開会式・スキッパーミーティング
	11:30	第1レース予告信号 引き続きレース
	18:00~	レセプション(東海大学水族館)
1月19日(日)	08:30	ブリーフィング
	09:30	2日目の第1レース予告信号 引き続き レース
		※13:30以降の予告信号はない。
	15:00	表彰式

6 クラス

6.1 ①グループ OP 級他

②グループ モス級

③グループ シーホッパーレギュラー・レーザースタンダード・他

④グループ シーホッパーSR・MR、レーザーラジアル・4.7・他

7 スタート及びクラス旗

7.1 ①グループ OP 旗

7.2 ②グループ モス旗

7.3 ③④グループ同時スタート シーホッパー旗

8 レースエリアとコース

8.1 おおよそのレースエリアを添付図1に示す。

8.2 添付図2はコースを示し、通過すべきマークの順序、各マークの通過する側を示す。

8.3 ①グループのコースは、S⇒1⇒2⇒3⇒F とする。

8.4 ②③④グループのコースは、S⇒1⇒2⇒3⇒1⇒3⇒F とする。

9 マーク

9.1 マーク1.2.3は黄色円柱のブイとする。

9.2 スタートマークは本部艇オレンジ旗ポールとポートの端にある赤色ブイとする。

9.3 フィニッシュ・マークは運営船の青色旗とポートの端にあるマーク1とする。

10 スタートの罰則ルール

10.1 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇はスタートエリアを回避しなければならない。

10.2 スタート信号後、4分より後にスタートした艇は審問なしに DNS と記録される。これは RRS A4を変更するものである。

10.3 準備信号に「黒色旗」が展開されない限り、すべてのレースに U 旗が準備信号として掲揚され、次のルールがすべてのスタートに適用される。(RRS 29を変更) 「スタート信号前1分間にハル／乗員／艀装の一部がスタートラインの両端と第1マークを頂点とする三角形に入ったと確認された艇は、審問なしにそのスタートを失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート前に延期または中止された場合は、失格とはされない。」

10.4 「黒色旗」の罰則ルール RRS30.3に次の規定を追加する。

セールナンバーは音響1声とともに2分間以上掲示される。ナンバーを掲示された艇は新たな準備信号以前にレースエリアを離れなければならない。

11 コース短縮

11.1 天候その他の理由により、レース委員会の裁量により短縮することがある。

12 フィニッシュ

12.1 フィニッシュラインは、フィニッシュ運営船の青色旗掲揚しているポールとマーク1間とする。

13 タイムリミット

13.1 タイムリミットは RRS28, 1に基づきかつ RRS30, 3に違反しないでスタートした各クラス先頭艇フィニッシュ後15分とする。

14 計測

- 14.1 事前の計測は実施いたしません、装備のチェックはレース委員会の判断により大会期間を通じて実施されることがあります。②グループ(モス級)を除く艇は直径6mm以上長さ5m以上のバウラインを搭載し、その一端はバウアイに結び付けてください。

15 抗議と救済の要求

- 15.1 抗議書は陸上本部で入手することができます。抗議及び救済の要求は時間内に提出しなければならない。
- 15.2 抗議締切時間は、その日の最終レース終了後20分とする。抗議締切時間が延長される場合には公式掲示板に掲示される。

16 得点

- 16.1 セーリング規則(2017-2020)付則Aの低得点方式を適用する。
本レガッタは6レースを予定し、最小1レースの完了をもって成立する。
①、③、④グループは、各艇のスタートからフィニッシュタイムを清水港ヨット協会Y.S.Nにて修正し、レースごとに順位を決定する。
- 16.2 大会における各艇の得点は、全てのレースにおけるその艇の得点の合計とする。

17 安全

17.1 サインによる出艇・帰着申告

選手は出艇前に、レース本部の出艇・帰着申告用紙に自身でサインしなければならない。帰着申告は、抗議締切時間までに、出艇・帰着申告用紙にサインしなければならない。これらの要件が満たされなかった場合、選手は審問なしにペナルティを科せられ、当日の全てのレースにおいて失格とされる。ただし2,000円の罰金でそのペナルティは免除される。

- 17.2 艇の乗員は、海上にいる間は常時、個人用浮揚用具を着用していなければならない。これはRRS4章前文とRRS40を変更するものである。

- 17.3 レース委員会は危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告及び強制的な救助を行うことができる。

- 17.4 救助艇の助けが必要な場合手を広げて振らなければならない。救助が必要でない場合には手を握って振らなければならない。

- 17.5 安全のためにマストトップに浮力体を取り付けることを認める。ただし、浮力体の形状は球体に限り、1ヶ所のロープで取り付けなければならない。コンディションにより、つけたり外したりしてもよい。

18 支援艇(コーチボート)

- 18.1 支援艇はレース中の間はレースエリアに進入してはならない。
- 18.2 支援艇を操縦する者及び同乗者は、いかなる時も艇の運行に責任を持ち、競技の公平さに影響を与えるような不適切な行為を行ってはならない。
- 18.3 支援艇はレース中、救助艇と見なされ、大会本部より要請があればいつでもこれ

に感じなければならない。海上におけるレース委員会から支援艇への救助要請は、運営艇に口頭にて通告する。

19 賞

19.1 各クラスの第1位～第3位の選手は、賞が与えられる。

但し、各グループ5艇未満の場合は1位のみ表彰する

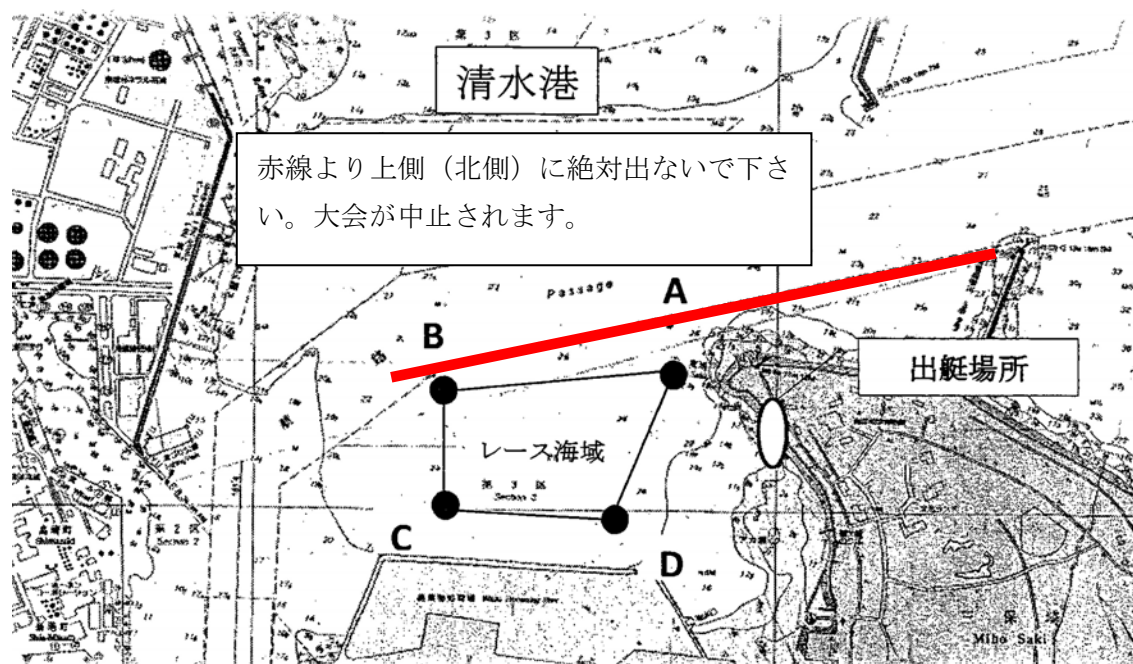
20 ゴミの処分

20.1 レース艇及び支援艇は水中にごみ等を捨ててはならない。

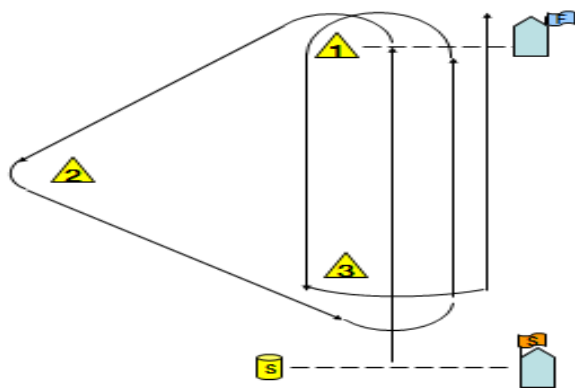
21 責任の所在

21.1 本大会の主催者・関係各団体及びレース委員会は、大会前、大会中、または大会後に受けた人的損傷もしくは生命の喪失、または物的損傷に対するいかなる責任も負わない。またスタートするか、あるいはレースを継続するかどうかを決める責任は各艇にある。

添付図 1



添付図2



図は、レグの間のおおよその角度、通過するマークの順序、各マークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示します。各回航マークはポート側に見て通過することとします。